

4. 道徳教育の充実

(前年度予算額	1,957百万円)
平成30年度予算額(案)	3,524百万円

1. 要 旨

平成27年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。

本改正は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、これらを踏まえた道徳の指導が着実に実施されるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた教員の指導力向上を図る。さらに、「親子道徳の日」といった学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等

3,524百万円(1,957百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

「特別の教科 道徳」(道徳科)の効果的な指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、郷土の伝統文化や偉人などを取り上げた地域教材の作成、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校(平成30年度～)及び中学校(平成31年度～)の道徳科の教科書を無償給与する。

道徳教育の抜本的改善・充実

平成30年度予算額(案):3,524百万円 (平成29年度予算額:1,957百万円)

背景

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
ーいじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
ー「特別の教科 道徳」(仮称)の設置等について提言
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
10月 中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
ー「特別の教科 道徳」(仮称)に係る学習指導要領の具体的な在り方等
について提言
- 平成27年 3月 学習指導要領の一部改訂等
(平成27年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。)
- 平成30年 4月 小学校において全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 平成31年 4月 中学校において全面实施 ※教科書の無償給与開始

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

「特別の教科 道徳」(道徳科)の効果的な指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、郷土の伝統文化や偉人などを取り上げた地域教材の作成、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

②道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

2. 道徳科の教科書の無償給与(小・中学校分)(中学校は新規)

平成30年度から使用する小学校及び平成31年度から使用する中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

5. 全国的な学力調査の実施

(前 年 度 予 算 額	5,252百万円)
平成30年度予算額(案)	5,216百万円

1. 要 旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じた教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、全国的な学力調査を実施する。

2. 内 容

(1) 平成30年度調査の実施等 3,743百万円(3,517百万円)

対象学年(小6、中3)の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科の悉皆調査を実施するとともに、平成31年度の中学校英語調査に向けた予備調査及び専門家による追加分析調査を実施する。

【本体調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒(悉皆調査)

対象教科：国語、算数・数学、理科

(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)

【予備調査】

平成31年度の中学校英語調査に向け、中学校における英語の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を測るための予備調査(抽出方式)を実施する。

【専門家による追加分析】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施する。

(2) 平成31年度調査の準備 1,473百万円(1,735百万円)

平成31年度調査として、国語、算数・数学、英語を対象教科とした悉皆調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

対象教科：国語、算数・数学、英語(中学校のみ)

全国的な学力調査の実施

【文科省分】平成30年度予算額(案) 4,601百万円(前年度予算額 4,625百万円)
(【国研分】平成30年度予算額(案) 615百万円(前年度予算額 627百万円))

調査の目的

国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かす

教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かす

学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげる

以上のような取組を通じて、
教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



平成30年度調査の実施等

3,743百万円
(文部科学省：3,534百万円/国立教育政策研究所：209百万円)

【本体調査：悉皆調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

調査教科：国語、算数・数学、理科（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

併せて、中学校における英語の予備調査（抽出方式による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の調査）を実施する。

【専門家による追加分析調査】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施

平成31年度調査の準備

1,473百万円
(文部科学省：1,067百万円/国立教育政策研究所：406百万円)

平成31年度調査において、国語、算数・数学、英語（中学校）を対象教科とした悉皆方式での調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

調査教科：国語、算数・数学、英語（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

6. いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,134百万円)

平成30年度予算額(案) 6,397百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」、教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置拡充等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 6,360百万円(6,114百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

6,144百万円(5,910百万円)

① スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

○ スクールカウンセラー配置の増(26,000校→26,700校)

【公立中学校】

- ・ 通常配置(6,200校)に加え、小中連携型配置の拡充(3,200校→3,600校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。
- ・ 生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制(200校)を実施。

【公立小学校】

- ・ 通常配置(9,500校)に加え、小中連携型配置の拡充(6,400校→7,200校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。

○ 貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校)

○ 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)

○ 連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

H30:26,700校(H29:26,000校)

(ニッポン一億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率 1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

○福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充（5,047人→7,547人）

- ・小中学校のための配置（5,000人→7,500人）
- ・高等学校のための配置（47人）

○貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人）

○スーパーバイザー（47人）の配置

○連絡協議会等の開催を通じた質向上の取組の支援

〔目標〕平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置

H30:7,500人（H29:5,000人）

（ニッポン一億総活躍プラン）

（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

③24時間子供SOSダイヤル

○いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

○第三者的立場から調整・解決する取組（67地域）、外部専門家を活用して学校を支援する取組（67地域）、インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等（10地域）への支援

〔補助率 1／3〕

○重大事態等発生時の指導助言体制の強化（現状調査や現地支援を行うための職員派遣）

⑤SNSを活用した相談体制の構築〔補助率 定額〕【新規】

○いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNSを活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備経費の支援(5箇所)。

※平成29年度補正予算額（案）：2億円（20箇所）

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業

190百万円(179百万円)

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
- ④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

等

《関連施策》

- ・教職員定数の改善

(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 50人)

- ・道徳教育の抜本的改善・充実等

- ・教員研修の充実 ((独) 教職員支援機構によるいじめの問題に関する指導者養成)

(独) 教職員支援機構において、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修を実施

◆ 夜間中学における就学機会の提供推進

36百万円(20百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び同法に基づく基本指針を踏まえ、①夜間中学の設置の促進、②既存の夜間中学における教育機会の確保、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大などを図ることにより、夜間中学における就学の機会の提供を推進する。

(参考:復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業

2,450百万円(2,701百万円)

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

平成30年度予算額(案):64億円(平成29年度予算額:61億円) ※【関連施策】は含まない

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校等の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
H30:26,700校 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の拡充
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・スーパーバイザー(47人)の配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区(約1万人)に配置
H30:7,500人 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)

SNSを活用した相談体制の構築【新規】

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNSを活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備経費を支援

■いじめ対策・不登校支援等推進事業

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究(2箇所)

- ・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCによる悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究(1箇所)

- ・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究(1箇所)

- ・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究(3箇所)

- ・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究(1箇所)

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

⑥学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究(24箇所)

- ・教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

■【関連施策】

- ①教職員定数の改善・・・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、50人の定数改善を計上。

- ②教員研修の充実・・・教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

- ③道徳教育の抜本的改善・充実等・・・教育委員会等が行う研修や地域教材の作成への支援、道徳科の教科書の無償給与(小・中学校)等

- ④健全育成のための体験活動の推進・・・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 —平成30年度予算額(案)—

スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額(案) 4,569百万円
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:26,700校

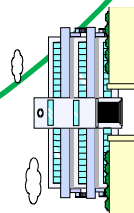
- ①公立小学校に対する配置 16,700校(16,000校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員(養護教諭等)＞



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,000校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度予算額(案) 1,484百万円
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有する者(社会福祉士、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等))

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:7,500人

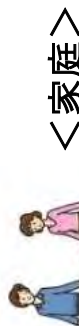
- (1)小中学校のための配置

7,500人(5,000人)

＜教育委員会等＞



- (2)貧困・虐待対策のための重点配置 1,000人(1,000人)
- (3)高等学校のための配置 47人(47人)
- (4)質向上のためのSV配置 47人(47人)



＜家庭＞

＜福祉関連機関＞



※()は前年度

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

(前年度予算:3百万円)

平成30年度予算額(案):10百万円

【背景】

○ 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について(第一次提言)(平成25年2月26日教育再生実行会議決定)】

○ いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))】

【概要】

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。【2→3箇所】

33

1. 法的側面からのいじめの予防教育

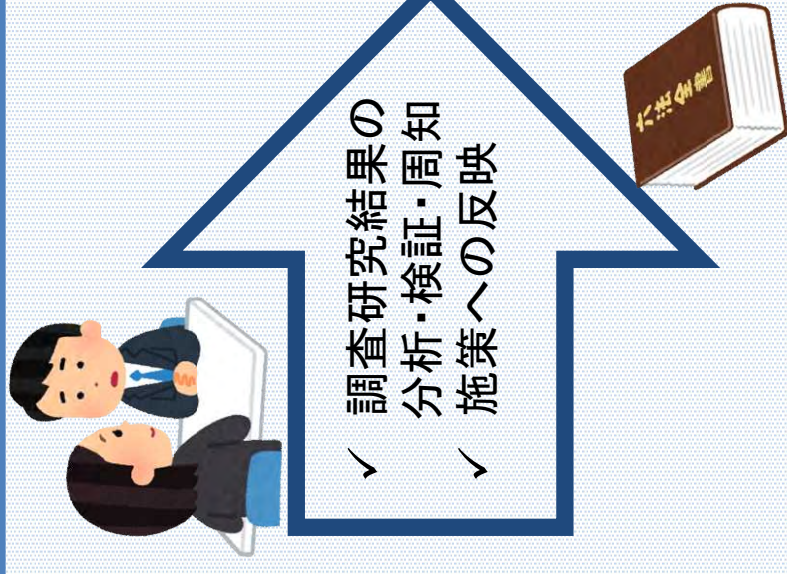
弁護士が、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い(刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等)について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

2. 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

3. 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 常勤化に向けた調査研究

(平成29年度予算額:4百万円)
30年度予算額(案):13百万円

＜事業目的＞

○中央教育審議会の答申(「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」平成27年12月21日)において、スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討することとされている。

○これを受けて、学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するため、実際にモデル実施を通じた調査研究を実施する。

＜事業概要＞

○実施主体…地方公共団体

○実施箇所数…1箇所

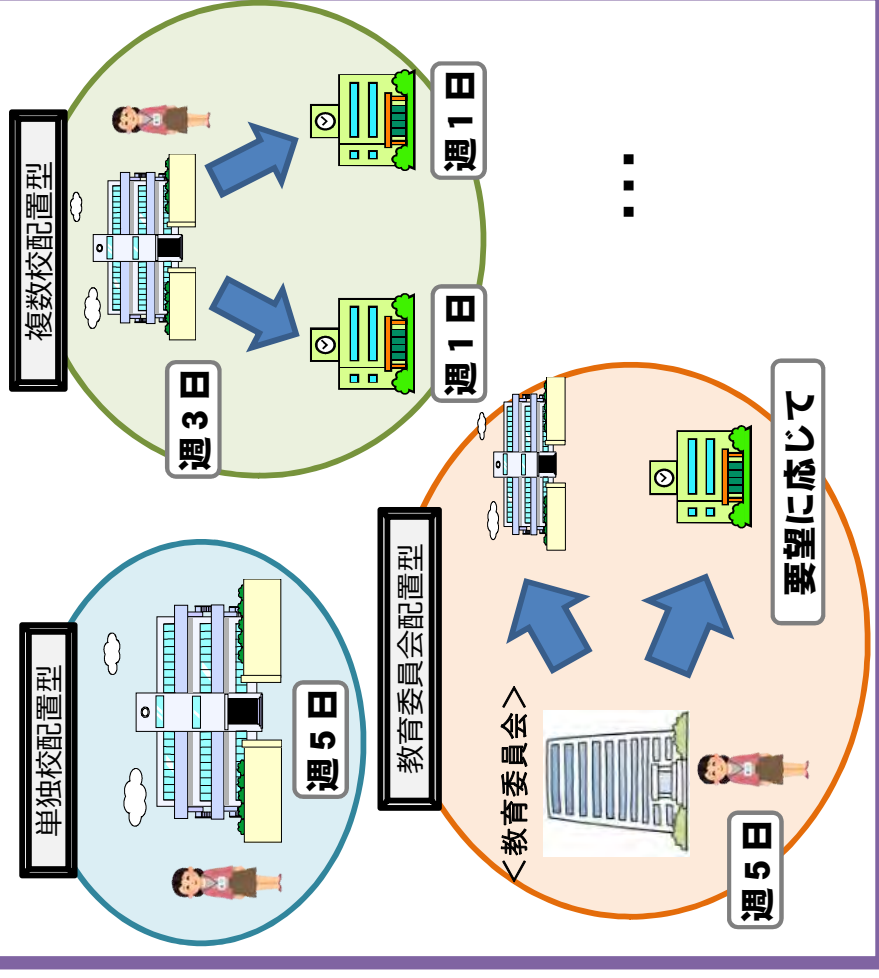
○実施内容…平成29年度に実施している調査研究の結果を踏まえ、以下の形態等によるSC及びSSWを常勤配置して活用し、その成果や課題について研究する。

(実施形態例)

- ・単独校配置型…単独の学校にSC及びSSWを常勤配置して、その学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・複数校配置型…例えば、同一中学校区において、SC及びSSWを常勤配置して、その中学校区内の中学校及び小学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・教育委員会配置型…特定の学校ではなく、教育委員会にSC及びSSWを常勤配置して、一定程度の地域内の学校における生徒指導上の課題に関して活用。

SC, SSWの常勤配置のモデル実施 (1箇所)

◎ SC(1名)及びSSW(1名)を
常勤配置(8H/日、5日/週)



調査研究成果・課題の分析・検証
将来の常勤化の仕組み作りへの反映

いじめや不登校等の未然防止、早期発見及び支援・対応の実現
教員の業務負担軽減

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

(平成29年度予算額:155百万円)
平成30年度予算額(案):155百万円

【背景】

○不登校児童生徒数は高止まり傾向(平成27年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約12万6千人)

○平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

【概要】

1. 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究
2. 不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

35

1. 教育支援センター・民間団体における支援体制の整備に向けた実践研究(21→22自治体)

- ①訪問型支援やICT等を活用した支援のための支援員等の配置
- ②ICT機材の整備
- ③教育支援センター等の施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ④不登校児童生徒支援協議会の設置及び不登校児童生徒への「支援プラン」の作成・活用
- ⑤民間団体との連携による支援の実施
(保護者学習会、民間団体に通う子供に対する訪問型支援等の実施等)
- ⑥民間団体との連携による施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ⑦学習活動への経済的支援



3か年の

調査研究成果を行政
事業レビュー等により
分析・検証・普及



2. 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究(2→2自治体)

平成29年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、

- ①民間団体の相互評価の実施
- ②中間支援組織の設置・充実

不登校児童生徒へのきめ細かな
支援体制の整備等の推進

事業終了後は、地方自治体において展開

夜間中学における就学機会の提供推進

平成30年度予算額(案) 36百万円
(平成29年度予算額 20百万円)

- 義務教育未修了者等が12万人以上存在する実態。→ 夜間中学は全国に31校（生徒数1,687名）に止まる。
- 平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立。
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確化。全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられる。
- 平成29年3月に、**教育機会確保法第7条に基づき基本指針を策定。**



教育機会確保法、基本指針を踏まえた施策の総合的な推進

＜設置の促進＞

都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

約4百万円(1か所あたり約50万円)

教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。【新規】

夜間中学新設準備に係る調査研究

約13百万円(1か所あたり約250万円)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

＜既設の夜間中学等における教育機会の確保＞

必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。【新規】

＜多様な生徒の受け入れ＞

既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究

約14百万円(1か所あたり約55万円)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図るために必要な環境整備の在り方を検証。【拡充】

(取組例)

- 生徒の学習歴や習熟度に応じて自主教材の作成などを行う「夜中専門員」の配置
- 受入れ生徒の拡大を図るための検討 など

＜広報活動＞

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。【拡充】

＜夜間中学の設置促進、夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大＞

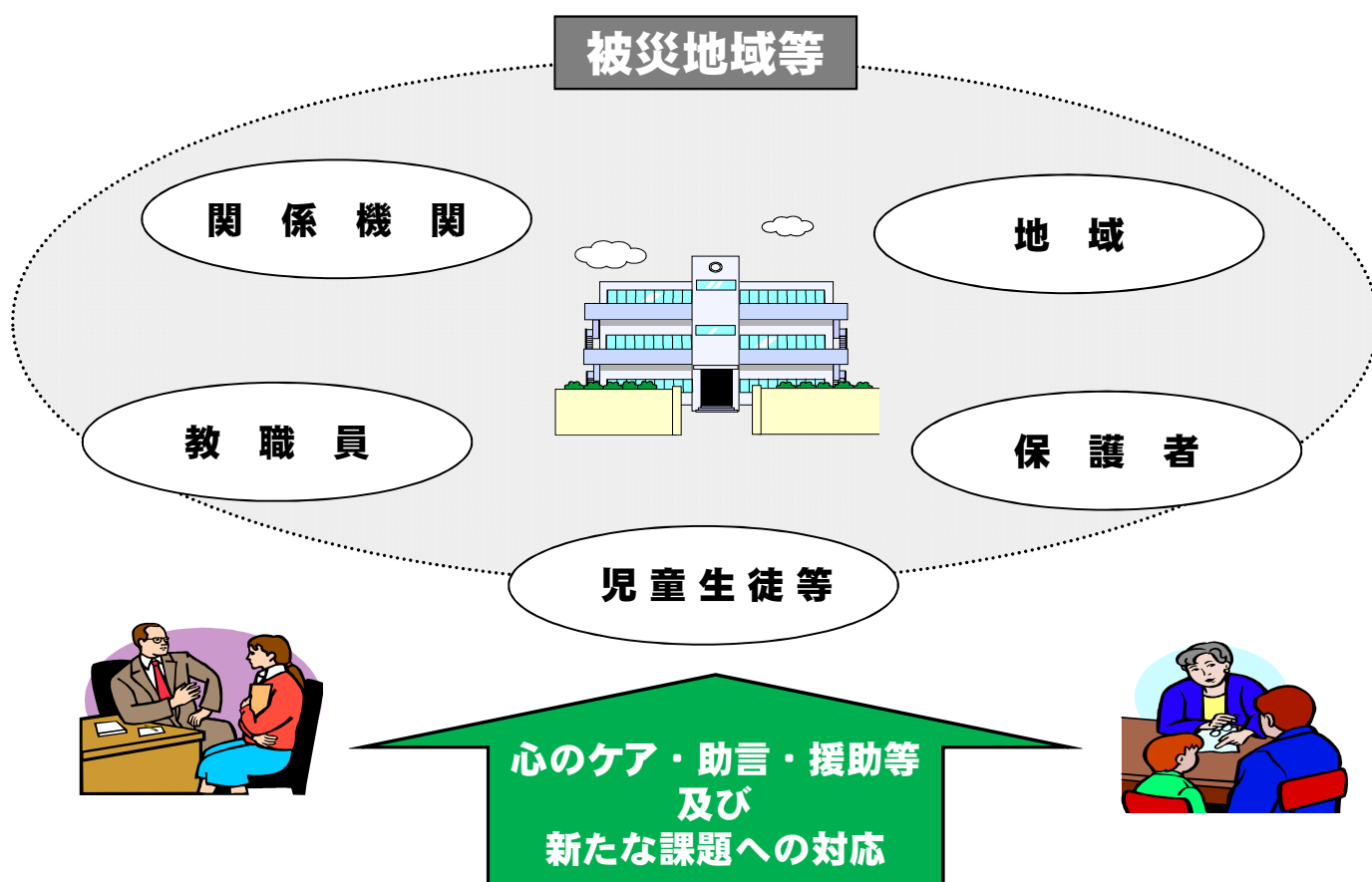
緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額(案) 25億円(平成29年度予算額 27億円)

【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

7. 子供の体験活動の推進

(前年度予算額)	101百万円)
平成30年度予算額(案)	101百万円

1. 要 旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円(99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

〔生涯学習政策局に計上〕〔補助率 1 / 3〕

宿泊体験事業

- ・ 小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・ 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・ 教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

(2) 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

3百万円(3百万円)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

《関連施策》

・ 補習等のための指導員等派遣事業

公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援
〔補助率 1 / 3〕

子供の体験活動の推進

(前年度予算額：101百万円)

平成30年度予算額(案)：101百万円※

※百万円未満は端数処理をしているため、合計と一致しない。

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進 平成30年度予算額(案) 99百万円
(「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組 (322校)

学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (134地域)

教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (134地域)

教育委員会が主催する教育支援センター(適応指導教室)等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域(各都道府県・市区町村)

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3



ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

平成30年度予算額(案) 3百万円

(「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部)

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニュアルを開発する。

関連施策：体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置

■補習等のための指導員等派遣事業 平成30年度予算額(案) 3,072百万円の内数

1. 事業内容

公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市(市区町村は間接補助)

3. 補助率 1/3



8. 幼児教育の振興

(前年度予算額 35,902百万円)
平成30年度予算額(案) 37,144百万円
※子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

1. 要 旨

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育無償化に向けた取組を段階的に進めるとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

2. 内 容

(1) 幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進

幼稚園就園奨励費等 33,000百万円(30,899百万円)
※子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、年収約270-360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

(2) 幼児教育の質の向上

279百万円(353百万円)

◆幼児教育の推進体制構築事業

144百万円(183百万円)

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

【委託事業：都道府県、市町村】

◆幼稚園の人材確保支援事業

71百万円(86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【委託事業：都道府県、市町村、幼稚園関係団体】

◆幼児期の教育内容等の充実 30百万円（ 17百万円）

①幼児期の教育内容等深化・充実調査研究 10百万円（ 17百万円）

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育研究団体等】

②幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究 20百万円（ 新 規 ）

幼稚園における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園における待機児童解消に向けた取組を推進する。

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育研究団体等】

◆幼稚園教育要領の普及・啓発 26百万円（ 58百万円）

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

◆ECEC Network事業の参加 7百万円（ 9百万円）

OECDにおいて計画されている 国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

※ ECEC：Early Childhood Education and Care

（3）幼児教育の環境整備の充実 3,864百万円（ 4,650百万円）

◆認定こども園等への財政支援 3,348百万円（ 4,148百万円）

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

{	認定こども園施設整備交付金	2,248百万円（3,003百万円）
	【負担割合：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】	
	※平成29年度補正予算額（案）：16,537百万円	
	教育支援体制整備事業費交付金	1,100百万円（1,145百万円）
	【負担割合：国3/4 事業者1/4 等】	

◆私立幼稚園の施設整備の充実 516百万円（ 502百万円）

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、幼稚園の施設の防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3（Is値0.3未満1/2）】※平成29年度補正予算額（案）：969百万円

I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

330億円(309億円)

※子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた幼稚園就園奨励費等に係る所要額

幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成29年7月31日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、年収約270-360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

第1子:年額168,800円 → 年額120,800円（▲48,000円）

第2子:年額 85,000円 → 年額 61,000円（▲24,000円）

【参考】

年収はモデル世帯（夫婦（片働き）と子供2人）の場合の目安



II 幼児教育の質の向上

2.8億円(3.5億円)

◆幼児教育の推進体制構築事業

144百万円(183百万円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

◆幼稚園の人材確保支援事業

71百万円(86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

◆ECEC※ Network事業の参加

7百万円(9百万円)

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。
※ECEC：Early Childhood Education and Care

◆幼児期の教育内容等の充実

30百万円(17百万円)

○幼児期の教育内容等深化・充実調査研究
効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

○幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】

幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

◆幼稚園教育要領の普及・啓発

26百万円(58百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

III 幼児教育の環境整備の充実

39億円(47億円)

平成29年度補正予算額（案）175億円

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

※平成29年度補正予算額 10億円

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率】1/3

(Is値0.3未満の耐震補強に限り1/2)



◆認定こども園等への財政支援

33億円(41億円)

※平成29年度補正予算額 165億円

認定こども園の施設整備・防犯対策に要する経費を補助するとともに、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

・認定こども園施設整備交付金 22億円
・教育支援体制整備事業費交付金 11億円

I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進 (幼稚園就園奨励費補助)



平成29年度予算額	30,899百万円
平成30年度所要額(案)	33,000百万円
(対前年度)	2,101百万円増

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。
- 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、子育て世帯の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

※幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

子育て世帯の保護者負担軽減の拡充

所要額: 21.0億円(うち文部科学省計上分13.2億円)

○年収約360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)の保護者負担の軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成30年度においては、年収約270~360万円未満相当世帯について、保育料の軽減を拡充する。

(参考: 平成29年度における保護者負担額)

- ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円未満): 第1子 月額 3,000円 第2子 無償
- ・年収約270~360万円未満相当世帯: 第1子 月額14,100円 第2子 月額7,050円



◆年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

<保護者負担額>

第1子: 年額168,800円	→	年額120,800円 (▲48,000円)
月額 14,100円	→	月額 10,100円 (▲ 4,000円)
第2子: 年額 85,000円	→	年額 61,000円 (▲24,000円)
月額 7,050円	→	月額 5,050円 (▲ 2,000円)



<参考: 平成30年度 国庫補助限度額>

※赤字部分は平成30年度拡充分

階 層 区 分		補 助 単 価		
		第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯		308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)		272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
	ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)		187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
	ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)		62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)		0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※ 上記表の()内の金額は、保護者が実際に負担する月額を目安。補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

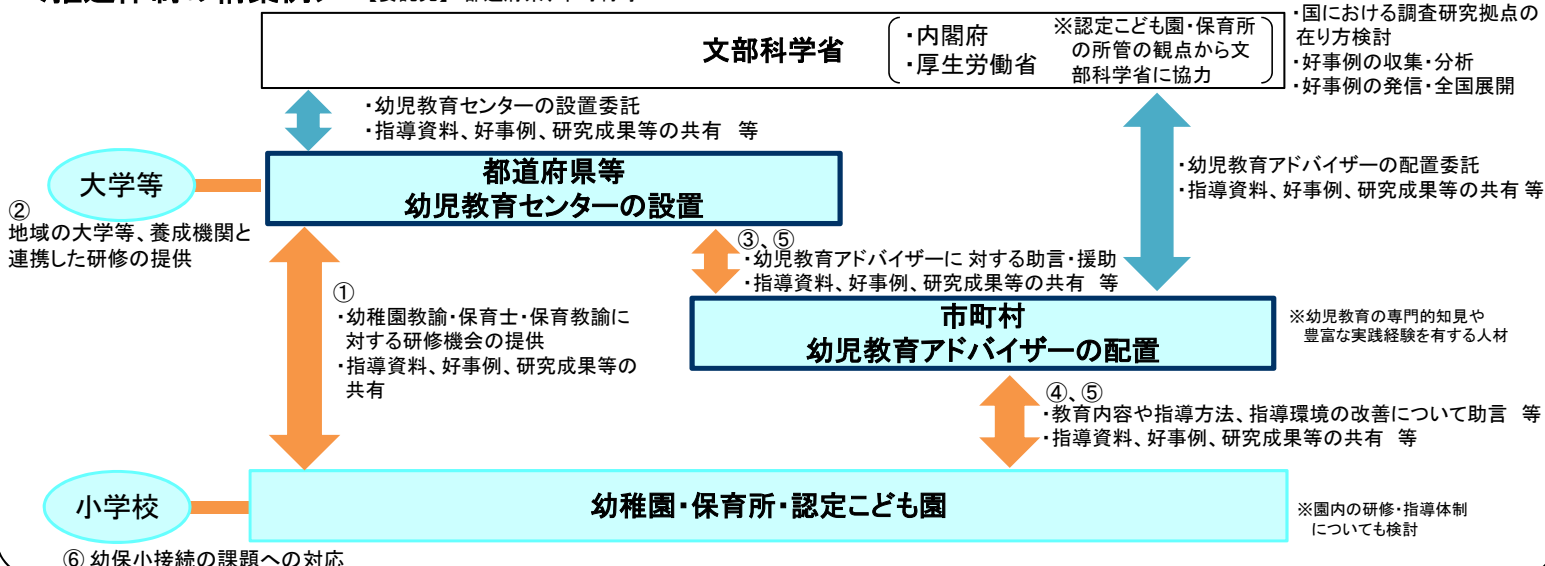
※ ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯等を含む。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。****

- ①都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ②研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
- ⑤助言等を行う人材の育成方法
- ⑥幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方
- 等

<推進体制の構築例> 【委託先】 都道府県、市町村等



幼稚園の人材確保支援事業

平成30年度予算額(案): 71百万円(86百万円)

背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

(※)待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまでに以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移 (H25～H29)

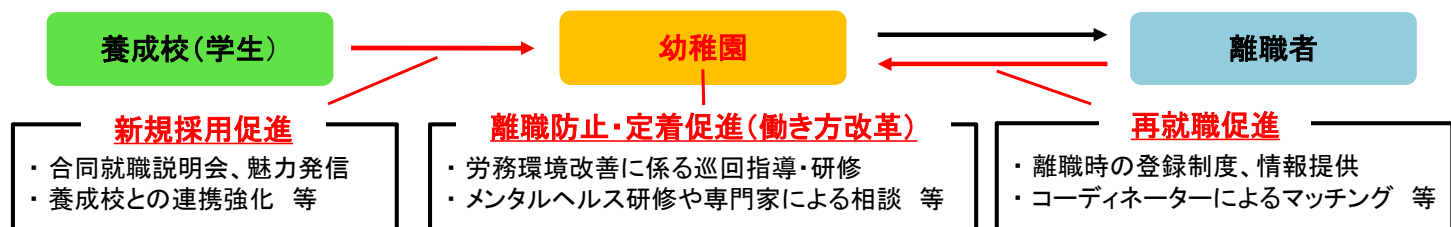


【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率: 約25%
(小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率: 約48%)
- ・若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合: 約71%(小学校教諭: 約7%)
幼稚園教諭の平均勤続年数: 約7年(小学校教諭: 約17年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合: 約14%(小学校教諭: 約26%)

事業の内容

- ◆各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組(特に働き方改革)を支援し、有効な方法を検証・普及
- ◆委託先(予定): 12団体(都道府県及び幼稚園団体等) (※)待機児童数、保育所・幼稚園等の施設数、人口等の状況が地域によって異なることから、多様な取組事例が必要。平成30年度は、幼稚園教諭等の働き方改革を重点的に推進。
- ◆事業規模: 500万円～1,000万円程度



多様な取組を通じた総合的な人材確保対策

目的
幼稚園等における2歳児受入れの先行事例等の調査研究を実施し、2歳児受入れの効果、留意点等の調査結果を広く周知することにより、幼稚園における2歳児の円滑な受入れを支援する。（4,000千円×5事業）

背景
保護者の就労状況の変化や教育・保育ニーズの多様化により、幼稚園における2歳児の受入れ需要が高まっており、2歳児教室などの取組が進んでいる。また、我が国の課題である待機児童解消に向け「子育て安心プラン」が公表され、本プランにおいても幼稚園における待機児童、特に2歳児以降の受入れをより一層推進することが求められている。

（子育て安心プランの記載（幼稚園における受入れ推進）抜粋）
幼稚園における2歳児の受入れ（「幼稚園接続保育」等）や預かり保育の推進



○待機児童解消に向けたこれまでの幼稚園の取組と成果

- ・幼稚園から認定こども園への移行により約14万人の保育の受け皿を確保
- ・幼稚園児に対する預かり保育の推進により、3歳以上の待機児童の抑制に寄与

○今後の幼稚園の取組と課題

- ・子育て安心プランを踏まえ、2歳児の受入れが今後求められる。
- ・一方、幼稚園は学校教育法に基づく学校であり満3歳児から小学校入学の始期までの幼児を対象に教育を行う場。
- ・2歳児受入れに当たり以下のような事項が課題。
 - ①2歳児特有の発達を踏まえた受入れへの配慮
 - ②3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続を踏まえた活動
 - ③幼稚園の受入れ体制、施設や設備の配慮



OECD ECEC Network事業への参加

<背景・目的> 平成30年度予算額(案)： 7百万円(9百万円)

平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。

これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータなど、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

<事業の主な概要>

OECD国際幼児教育・保育従事者調査（International ECEC Staff Survey）：2015-2019年事業
各国の幼児教育・保育施設の保育者に関する政策の立案に資するため、勤務環境や研修など資質・能力の向上に関する状況等を調査し、国際比較を行う。現時点での参加国は9カ国。
2016年にパイロット調査、2017年に予備調査、2018年に本調査を行い、2019年に公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

（前年度予算額	4, 148百万円）
平成30年度予算額（案）	3, 348百万円
平成29年度補正予算額（案）	16, 537百万円

認定こども園施設整備交付金

2,248百万円(3, 003百万円)
※平成29年度補正予算額(案) 16,537百万円

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
（新增改築、大規模改修等）
- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
（いわゆる幼稚園部分）
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合：国1／2、市町村1／4、事業者1／4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。



幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
（改築、増改築等）
- ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合：国1／2、事業者1／2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合：国1／2、市町村1／4、事業者1／4



教育支援体制整備事業費交付金

1,100百万円(1, 145百万円)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合：認定こども園の場合・・・国1／2、事業者1／2
その他幼稚園・・・国1／3、事業者2／3



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合：国1／2、事業者1／2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合：国1／2、事業者1／2

園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合：国3／4、事業者1／4

平成30年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

前年度予算額	502百万円
平成30年度予算額（案）	516百万円
平成29年度補正予算額（案）	969百万円

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

対象事業

1. 耐震補強工事

耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化

2. 防犯対策工事

門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事

3. 新築・増築・改築事業

新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築

4. アスベスト等対策工事

吹き付けアスベストの除去等

5. 屋外教育環境整備

アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備

6. エコ改修事業

太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置

補助率

【1／2以内】

- ・地震による倒壊等の危険性が高い（Is値0.3未満）施設の耐震補強工事

【1／3以内】

- ・上記以外

